

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 30 年2月1日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700322 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700217 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年6月1日から同年12月11日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年6月から同年11月までの標準報酬月額については、15万円から34万円とする。

平成25年6月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月1日から同年12月11日まで

請求期間について、A社の給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金記録で確認できる標準報酬月額が相違しているようなので、当該期間における標準報酬月額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書、B市から提出された請求者に係る所得照会文書（回答）及び複数の同僚から提出された同社の給与明細書により、請求者が請求期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の請求者から提出され

た給与明細書、B市から提出された所得照会文書（回答）及び同僚から提出された給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主が、請求者の報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする月額変更届を提出し、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700330 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700218 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額の記録を平成 20 年 9 月 2 日は 23 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 9 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 9 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 9 月 2 日

A 社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及び A 社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、23 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700305 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700216 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

日本年金機構の記録によると、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 8 年 4 月 1 日になっているが、同年 3 月 21 日から入社しているので、空白期間の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求期間において請求者は A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、当時の厚生年金保険料控除に係る資料はなく、請求者の給与からの保険料控除について不明である旨回答しており、同社の回答からは請求者の請求期間に係る保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求者と同じ平成 8 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者、平成 2 年から平成 7 年までの期間に 21 日付けで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者及び請求者が記憶している同僚と姓が同じであることが確認できる者のうち、所在が確認できた 27 人に照会したところ、6 人から回答があったが、請求期間における同社の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る取扱いについて具体的な回答を得ることはできず、同社が入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたこと及び請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、雇用保険の記録により、上述の請求者と同じ平成 8 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、いずれも請求者と同様に、同年 3 月 21 日付けで同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、請求者が名前を挙げた同僚を含む請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者が、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が相違していることが確認できるこ

とから、請求期間当時、同社においては必ずしも雇用保険の被保険者資格の取得と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことが推認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保管していないと陳述しており、事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと陳述していることから、請求者の請求期間における報酬額を確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。